

防衛省・自衛隊における次期 IC カード身分証管理システム構築に係る 情報提供の依頼について

防衛省では、防衛省・自衛隊における次期 IC カード身分証管理システム構築に関して、下記の要領で情報提供を求めますので御協力をお願いいたします。

令和5年 1月 27日

防衛省整備計画局情報通信課

記

1 情報提供依頼の目的

防衛省では、省内の複数の組織が個別に IC カード身分証管理システムを構築していますが、今般、これらのシステムを統合し、共通して利用できる次期 IC カード身分証管理システム（以下「次期本システム」といいます。）を新たに構築することを検討しています。

次期本システム構築にあたり、以下に示す項目について情報提供を募ることといたしました。

2 情報提供を求める項目

次の事項について情報提供をお願いします。

- (1) 調達仕様書（案）に関する意見招請
- (2) 要件定義書（案）に関する意見招請
- (3) ネットワーク構成図に係る意見招請
- (4) 見積書の作成
- (5) (1) から (4) に掲げるもののほか、次期本システム構築に必要な事項等

3 情報提供に係る意思の確認

情報の提供を希望する企業（以下「情報提供企業」といいます。）は、令和5年2月3日（金）17時までに、別添「情報提供意思表明書」を担当窓口に提出してください。

4 情報提供に関する説明会の開催

別添「情報提供意思表明書」を提出した企業に対し、情報提供に関する説明会を開催します。日程・場所等の詳細は別途ご連絡します。

5 情報提供書の提出

(1) 情報提供書の作成

情報提供企業は、情報提供書を作成し、令和5年2月28日(火)17時(必着)までに、郵送又は持参により、担当窓口へ提出してください。

(2) 情報提供書の様式等

情報提供書は、原則A4サイズ(縦横自由。必要に応じてA3判折り込み可)とし、紙媒体で5部及び電磁的記録媒体(CD-ROM)で1部を提出してください。

なお、電磁的記録媒体に記録するデータについては、Officeドキュメント形式(カタログ等を添付する場合は、PDF形式も可)としてください。

6 留意事項

- (1) 情報提供書に対し、内容確認を目的に照会等を行うことがあります。情報提供企業は当該照会等に対する必要な対応をお願いします。
- (2) 情報提供書の返却はいたしません。
- (3) 情報提供書の作成に必要な全ての費用は、情報提供企業の負担とします。
- (4) 情報提供書は原則、非公開とします。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」といいます。)に基づく開示請求があった場合には、情報提供企業と調整の上、法第5条第1項各号の規定に該当しない情報については、開示します。
- (5) 情報提供書の内容を、防衛省における検討資料の作成に活用する場合があります。これをあらかじめ了承した上で、情報提供書を提供してください。
- (6) 情報提供企業は、本依頼に対し情報提供書を提出した場合であっても、本事業に係る契約において、何ら制限を受けるものではありません。
- (7) 情報提供書の提出をもって将来の調達を約束するものではありません。また、情報提供書の提出をしないことをもって、将来の調達において何ら不利益を与えるものではありません。
- (8) 本依頼の期限によらず、提示書類の変更又は追加の際には、継続して御協力をお願いします。

7 担当窓口

防衛省整備計画局情報通信課（担当：柳原 渡邊）

住所：〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：（代表）03-3268-3111 内線28120

別添

防衛省整備計画局情報通信課 御中

情報提供意思表明書

所在地
企業名
代表者氏名

「防衛省・自衛隊における次期 IC カード身分証管理システム構築に係る
情報提供の依頼について」（令和5年1月27日防衛省整備計画局情報通信課）
に基づく情報提供を希望します。

担当者氏名	
所属部署	
電話番号	
F A X	
メールアドレス	